

会員回覧文書等の承認基準

平成22年4月25日

細則第 2 号

自治会業務における配架、掲示板への掲示、回覧及び各戸配布（以下「回覧等」という。）する文書（チラシ、ポスターを含む一切の印刷物をいう。以下「文書等」という。）の取扱いについて、事務の効率化及び申請者の取扱いの公平性を確保するため、次のとおり、回覧等の承認基準を定める。

1. 自治会が回覧若しくは各戸配布する文書等は、自治会の責任と負担において実施する会員への情報の提供、伝達的手段であることから、原則として、役員会の承認事項とし、次に定める各号の一に該当するものでなければならない。ただし、行事の開催、会員の募集等定例もしくは簡易な文書等の回覧については、事務局長の承認により実施することができるものとし、役員会への事後の報告をもって足りる。
 - ① 自治会及び自治会の関係する団体・個人の発行する文書等
 - ② 官公庁及び教育機関の発行する文書等
 - ③ 公共・公益法人（これに準ずるものを含む。）の発行する文書等
 - ④ 地域内で実施する工事等の施工業者が発行するものであって、自治会会員への影響が思慮されると判断される文書等
 - ⑤ 自治会役員会において、特に必要であると承認された文書等
2. 自治会役員が回覧若しくは各戸配布する文書等について、緊急を要すると判断したときは、前項の規定にかかわらず、事務局長と協議の上、実施することができる。この場合において、事務局長は、事後、速やかにその経緯を直近の役員会に報告しなければならない。
3. 自治会掲示板へ掲示できる文書等は、1項①号から⑤号に掲げるもののほか、次に定める各号の一に該当するものでなければならない。
 - ① 健康・福祉・防火・防犯・安全・環境等に関する文書等
 - ② 芸術・文化の公演等に関する文書等であって官公庁等の後援があるもの
4. 事務局長は、前項の要件を満たすものについて、掲示板への掲示を承認することができる。ただし、自治会役員会において、掲示が不適当とされたものについては、この限りでない。
5. 自治会掲示板への掲示の期間は、次のとおりとする。
 - ① 開催日、開催期間が明らかな文書等は、承認のあった日の翌日から起算し、開

催日にあつてはその当日、開催期間にあつてはその末日までとする。

- ② 開催日、開催期間が不記載または明らかでない文書等は、承認のあつた日の翌日から起算して30日とする。

6. 文書等の配架は、人と人、人と地域等のコミュニティを促進する要素を有しているものであることから、次に定める要件を全て満たすものでなければならない。

- ① 公序良俗に反しないものであること
- ② 営利を目的としていないものであること
- ③ 政治的、宗教的なものでないこと

7. 事務局長は、前項の要件を満たすものについて、配架を承認することができる。ただし、自治会役員会において、配架が不適當とされたものについては、この限りでない。なお、自治会会員への対価、寄付等の負担を求めるもの（入場料、入館料、参加料、拝観料の類は除く。）及び事務局長がこの基準により難しいと判断したものについては、役員会において協議の上、決定する。

（付 則）

この細則は平成22年4月25日より施行する。

（付 則）

この細則は平成24年4月22日より施行する。

（付 則）

この細則は平成29年6月3日より施行する。